

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	都市計画事業の受益者負担金の徴収 (公共下水道事業)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市計画法第 75 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	<p>都市計画法第 75 条第 1 項・第 2 項                  美郷町公共下水道事業受益者負担に関する条例第 2 条、第 4 条、第 6 条第 1 項・第 2 項・第 4 項、別表                  美郷町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 10 条第 1 項・第 2 項、第 11 条第 1 項</p>
処 分 基 準	<p>■設定 未設定</p> <p>(1) 市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。</p> <p>(2) (1)の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、市町村が負担させるものにあつては市町村の条例で定める。</p> <p>○美郷町公共下水道事業受益者負担に関する条例                  (受益者)</p> <p>第 2 条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域 (以下「排水区域」という。) 内に存する土地、住居及び事業所等 (下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 第 10 条及び第 11 条の 3 により排水設備の設置が義務付けられているもの。以下「建築物」という。) の所有者又は使用者 (一時使用者を除く。) をいう。</p> <p>2 前項の建築物が集合建築物 (集合住宅、雑居ビル等をいう。) 又は共有建築物である場合は、その所有又は使用の態様を勘案して町長がその所有者又は使用者を定めることができる。</p> <p>(負担金の額)</p> <p>第 4 条 受益者が負担する負担金の額は、負担区の区分に応じ、別表に定める面積割及び個別均等割の合算額とする。</p> <p>第 6 条 町長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地、住居及び事業所等の建築物に係る受益者に対し負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して 5 年を経過した日以後においてははすることができない。略</p> <p>3 略</p> <p>4 負担金は、5 年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の</p>

申出をしたときはこの限りではない。

別表 略

○美郷町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則  
 (受益者の負担基準)

第2条 条例第4条に規定する受益者が負担する負担金(以下「負担金」という。)の算定基準は、次によるものとする。

(1) 面積割となる土地の地積は、地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する土地課税台帳によるものとする。

(2) 個別均等割は、世帯割、戸数割、事務所割、事業所割、受益者割等によるものとする。

(3) 町長は、前2号の規定により難いと認めるとき又は必要があるときは、実情を調査のうえ算定することができる。

(受益者の申告)

第3条 条例第5条の規定により公告された公告の日現在における賦課対象区域の受益者は、町長が定める日までに公共下水道事業受益者申告書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(負担金の分割納付)

第6条 条例第6条第4項に規定する分割納付の各年度における負担額の納付は、次の表のとおりとし、各納期ごとの納付額は負担金を等分して定める。この場合において、当該等分した額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、最初の納期に係る納付額に合算するものとする。

表 略

2 町長は、前項の納期により難いと認めるときは、納期を別に定めることができる。

(端数計算)

第10条 条例第6条に規定する受益者が負担する負担金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 負担金を年度に分割する場合において、分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の年度の第1期分の分割金額に合算するものとする。

3 略

4 略

(負担金の繰上徴収)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に確定した負担金でその納期限においてその金額を徴収することができないと認められるものに限って、その納期限前において繰り上げて徴収するものとする。

(1) 受益者の財産について強制換価手続が開始されたとき。

(2) 受益者が死亡した場合において、その相続人が限定承認をしたとき。

(3) 受益者である法人が、解散したとき。

(4) 受益者が町内に住所、事務所等を有しない場合で、納付管理人を定めないうとき。

(5) 受益者が偽りその他の不正な手段により負担金を免れ、又は免れようと認められるとき。

(6) その他町長が特に必要と認めたとき。

2 略

参 考 資 料

聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定により適用除外
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

## 不利益処分 / 処分基準 個票（美郷町）

### < 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

### < 処分の概要 >

不利益処分の名称	負担金の督促及び延滞金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市計画法第 75 条第 3 項・第 4 項

### < 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市計画法第 75 条第 3 項・第 4 項・第 5 項・第 6 項・第 7 項 美郷町公共下水道事業受益者負担に関する条例第 11 条、第 12 条 美郷町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第 10 条第 3 項・第 4 項 美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第 5 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 受益者負担金（以下「負担金」という。）を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村（以下この条において「国等」という。）は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2. 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>3. 1 の督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、1 及び 2 に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>4. 延滞金は、負担金に先だつものとする。</p> <p>5. 負担金及び延滞金を徴収する権利は、5 年間行なわれないときは、時効により消滅する。</p> <p>美郷町公共下水道事業受益者負担に関する条例第 11 条の規定により、納付期日までに受益者負担金を納付しない者に対して納付期限後 20 日以内に督促状を発する。</p> <p>○美郷町公共下水道事業受益者負担に関する条例 （延滞金） 第 12 条 町長は、第 6 条第 3 項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成 16 年美郷町条例第 64 号）の規定を準用し、延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>○美郷町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則 （端数計算） 第 10 条 略</p>

	<p>2 略</p> <p>3 延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる負担金の額に1,000円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。</p> <p>4 延滞金の確定金額に、100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>○美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例 (延滞金)</p> <p>第5条 諸収入金をその納期限後に納付する者は、当該諸収入金にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該諸収入金額が100円以上であるときは、100円(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)について年14.6パーセント(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 略</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	行政手続法第13条第2項第4号の規定により適用除外
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	開発許可等に係る許可等の取消し、建築物除却命令等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市計画法第 81 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市計画法第 81 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、以下の(1)から(4)のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、都市計画法の規定によってした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件 (以下「工作物等」という。) の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) 都市計画法若しくは同法に基づく命令若しくは処分に違反した者又は当該違反の事実を知って、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) 都市計画法若しくは同法に基づく命令若しくは処分に違反した工事の注文主若しくは請負人 (請負工事の下請人を含む。) 又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者</p> <p>(3) 都市計画法の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(4) 詐欺その他不正な手段により、都市計画法の規定による許可、認可又は承認を受けた者</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日